

学校危機管理の手引（令和5年10月改訂） 新旧対照表（主なもの）

改 訂 後	現 行
第1 学校における危機管理	1 学校における危機管理
P4 1 学校における危機管理の目的 〔略〕 (注) 幼児についても原則として本手引の対象とする。 <u>なお、報告先等は各市町村教育委員会で別に定める。</u>	P3 (1) 学校における危機管理の目的 〔略〕 (注) 幼児についても原則として本手引の対象とする。
P4 <u>2</u> 危機管理の取組 (2) 危機発生時の対応 危機が発生した際、児童生徒・教職員の生命や身体の安全を守るとともに、被害を最小限にとどめるため、迅速かつ適切に対応する。 【具体的な取組】 ・ 冷静な初動対応（状況の把握、応急対策の実施） ・ 組織的な対応（必要な人員の確保、体制の早期確立、本格的な対策の実施） ・ 記録の作成・保存 ・ <u>報道機関への対応</u> ・ 心のケア等のきめ細かい対応	P3 (2) 危機管理の取組 (2) 危機発生時の対応 危機が発生した際、児童生徒・教職員の生命や身体の安全を守るとともに、被害を最小限にとどめるため、迅速かつ適切に対応する。 【具体的な取組】 ・ 冷静な初動対応（状況の把握、応急対策の実施） ・ 組織的な対応（必要な人員の確保、体制の早期確立、本格的な対策の実施） ・ 記録の作成・保存 ・ 心のケア等のきめ細かい対応
P16 <u>第6 消費者事故等への対応</u> (1) 消費者事故等への対応	P15 6 その他留意すべき事項 <u>2.</u> 消費者事故等への対応
P16 <u>【消費者事故等発生時の県教委の報告経路図】</u> <u>県環境生活総務課消費とくらしの安全室を追加</u> 経路図 〔略〕	P15 消費者事故等の報告経路 経路図 〔略〕

改 訂 後	現 行
<p>第1 感染症（結核・麻しん等）の発生</p> <p>P22</p> <p>1 未然防止のポイント</p> <p>(1) 児童生徒の健康観察</p> <p>① [略]</p> <p>② 過去の予防接種歴の記録や既往症等からみた要観察者に対し、学校内外での健康観察を継続する。</p> <p>(2)(3) [略]</p> <p>(4) 情報収集・緊急対応時の体制の整備</p> <p>① 日頃から、学校等欠席者・感染症情報収集システムを活用するなどして、域内や近隣市町村の感染症の発生状況の情報収集に努める。</p>	<p>1 感染症（結核・麻しん等）の発生</p> <p>P20</p> <p>1 未然防止のポイント</p> <p>(1) 児童生徒の健康観察</p> <p>① [略]</p> <p>② 過去のツベルクリン反応の記録や既往症等からみた要観察者に対し、学校内外での健康観察を継続する。</p> <p>(2)(3) [略]</p> <p>(4) 情報収集・緊急対応時の体制の整備</p> <p>① 日頃から、<u> </u>感染症情報収集システムを活用するなどして、域内や近隣市町村の感染症の発生状況の情報収集に努める。</p>
<p>P22</p> <p>2 発生時以降の対応のポイント</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 処置、報告等</p> <p>⑤ 教育委員会や保健所等への学校からの連絡窓口を一本化し、報道機関への対応は教育委員会と相談のうえ窓口を教育委員会か学校に一本化する。</p> <p>⑥ 集団感染が確認されるなどの状況によっては、島根県健康福祉部（感染症対策室）から報道機関への情報提供をする場合があるため、保健所及び教育委員会と連携をとりながら対応する。 [略]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>P20</p> <p>2 発生時以降の対応のポイント</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 処置、報告等</p> <p>⑤ 教育委員会や保健所、報道機関には窓口を一本化し、校長又は教頭が責任をもって対応できる体制をとる。</p> <p>⑥ 集団感染が確認されるなどの状況によっては、島根県健康福祉部（薬事衛生課）から報道機関への情報提供をする場合があるため、保健所及び教育委員会と連携をとりながら対応する。 [略]</p> <p>(3) [略]</p>
<p>P22</p> <p>3 情報収集等</p> <p>■ 関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県感染症情報センターホームページ ・ 島根県教育委員会ホームページ ・ 学校において予防すべき感染症の解説（公益財団法人 日本学校保健会）（H30.3） 	<p>P20</p> <p>3 情報収集等</p> <p>■ 関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県感染症情報センターホームページ ・ 島根県教育委員会ホームページ ・ 学校において予防すべき感染症の解説（公益財団法人 日本学校保健会）（H25.3）

改 訂 後	現 行
<p>P23 感染症（結核・麻しん等）発生時の対応</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■保健所の指示を受けて、初発患者の調査実施</p> <p>① 診断までの欠席状況・理由・症状出現時期の把握</p> <p>② 他の児童生徒については「結核検診問診票」や「健康観察簿」等の資料を整理し、保健所の調査に備える (注) 高校生は「<u>胸部エックス線検査</u>」を参考にする</p> <p>③ 教職員が感染していないか、健康状態を把握する</p> </div>	<p>P21 感染症（結核・麻しん等）発生時の対応</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■保健所の指示を受けて、初発患者の調査実施</p> <p>①診断までの欠席状況・理由・症状出現時期の把握</p> <p>②他の児童生徒については「結核検診問診票」や「健康観察簿」等の資料を整理し、保健所の調査に備える ※高校生は「<u>胸部間接撮影</u>」を参考にする</p> <p>③教職員が感染していないか、健康状態を把握する</p> </div>
<p>第2 食物アレルギー</p>	<p>2 食物アレルギー</p>
<p>P25 1 未然防止のポイント</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 学校における管理</p> <p>①② 〔略〕</p> <p>③ 教職員は研修などを通して、食物アレルギーやアナフィラキシー等の基本的事項、心肺蘇生（AEDの使用を含む）、エピペンの使用方法、応急手当について知識や<u>技術</u>などを習得しておく。</p> <p>④ 〔略〕 (表1)</p> <p>(3)~(5) 〔略〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>レベル1：詳細な献立<u>表</u>対応</p> <p>レベル2：一部弁当対応</p> <p>レベル3：除去食対応</p> <p>レベル4：代替食対応</p> </div>	<p>P23 1 未然防止のポイント</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 学校における管理</p> <p>①② 〔略〕</p> <p>③ 教職員は研修などを通して、食物アレルギーやアナフィラキシー等の基本的事項、心肺蘇生（AEDの使用を含む）、エピペンの使用方法、応急手当について知識や<u>手技</u>などを習得しておく。</p> <p>④ 〔略〕 (表1)</p> <p>(3)~(5) 〔略〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>レベル1：詳細な献立__対応</p> <p>レベル2：一部弁当対応</p> <p>レベル3：除去食対応</p> <p>レベル4：代替食対応</p> </div>
<p>P25 2 発生時以降の対応のポイント</p> <p>(1) 状況の把握</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② <u>全体的な様子、呼吸の様子、嘔吐・腹痛の有無を確認</u></p> <p>③ 〔略〕</p>	<p>P23 2 発生時以降の対応のポイント</p> <p>(1) 状況の把握</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② <u>意識状態、呼吸、心拍等の確認</u></p> <p>③ 〔略〕</p>

改訂後	現行
<p>P25</p> <p>3 情報収集等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 関係法令等 [略] ■ 通知・関係情報等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」 <u>令和元年度改訂</u>（公益財団法人日本学校保健会） ・ 「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について（依頼）平成21年7月30日付文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知 ・ 学校給食実施基準の一部改正について（通知） <u>令和3年2月12日付文部科学省初等中等教育局長通知</u> ・ 「食に関する指導の手引－<u>第二次改訂版</u>－」（<u>文部科学省初等中等教育局平成31年3月改訂</u>） ・ 日本スポーツ振興センターHP <u>「アナフィラキシーを知って防ごう！」</u>（令和4年度教材カード） ・ <u>島根県食物アレルギー対応ハンドブックー第2版ー</u>（島根県保健体育課健康づくり推進室HP） 	<p>P23</p> <p>3 情報収集等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 関係法令等 [略] ■ 通知・関係情報等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」 <u>平成20年3月</u>（公益財団法人日本学校保健会） ・ 「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について（依頼）平成21年7月30日付文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知 ・ 学校給食実施基準の一部改正について（通知） <u>平成25年1月30日付文部科学省スポーツ・青少年局長通知</u> ・ 「食に関する指導の手引－<u>第一次改訂版</u>－」 <u>平成22年3月改訂</u> ・ 日本スポーツ振興センターHP <u>「学校の管理下における食物アレルギーへの対応」</u>
<p>P26</p> <p>学校における食物アレルギーの発生時の対応</p> <p>【発生時の県教委の連絡経路図】</p> <p><u>救急搬送を伴わない場合と救急搬送を伴う場合に分けて記載</u></p> <p>経路図 [略]</p>	<p>P24</p> <p>学校における食物アレルギーの発生時の対応</p> <p>【発生時の県教委の連絡経路図】</p> <p>経路図 [略]</p>
<p><u>第3</u> 学校給食への異物（危険な異物）混入</p>	<p><u>3</u> 学校給食への異物（危険な異物）混入</p>
<p>P27</p> <p>1 未然防止のポイント</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 学校における検収及び管理</p> <p>① 学校への直送納物品については、検収 <u>（温度、賞味期限等の確認）</u> を行った後、検収者が納品書に検印する。</p> <p>②③ [略]</p>	<p>P25</p> <p>1 未然防止のポイント</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 学校における検収及び管理</p> <p>① 学校への直送納物品については、検収 _____ を行った後、検収者が納品書に検印する。</p> <p>②③ [略]</p>

改訂後	現 行
<p>P27</p> <p>2 発生時以降の対応のポイント</p> <p>(1) 状況の把握とその対応</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② 異物の状況に応じ<u>発見時の状態のまま</u>、所管する保健所、学校医、教育委員会等に連絡する。</p> <p>③ 〔略〕</p> <p>(2)(3) 〔略〕</p>	<p>P25</p> <p>2 発生時以降の対応のポイント</p> <p>(1) 状況の把握とその対応</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② 異物の状況に応じ<u>現場をそのままにして</u>、所管する保健所、学校医、教育委員会等に連絡する。</p> <p>③ 〔略〕</p> <p>(2)(3) 〔略〕</p>
<p>P27</p> <p>3 情報収集等</p> <p>■ 通知・関係情報等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6010号 平成21年4月1日） ・ 夜間学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6011号 平成21年4月1日） ・ 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6012号 平成21年4月1日） ・ 「学校給食における衛生管理の徹底」及び「学校給食における異物混入時の報告」について（通知）（島教保第54号 成22年6月7日） ・ <u>学校給食異物（危険な異物）混入等発生状況報告書</u>について（通知）（事務連絡 平成28年5月19日） ・ 「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」（文部科学省初等中等教育局 平成31年3月改訂） 	<p>P25</p> <p>3 情報収集等</p> <p>■ 通知・関係情報等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校給食における異物混入について（通知）（島教保第413号平成18年6月19日）</u> ・ 学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6010号平成21年4月1日） ・ 夜間学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6011号平成21年4月1日） ・ 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6012号平成21年4月1日） ・ 「学校給食における衛生管理の徹底」及び「学校給食における異物混入時の報告」について（通知）（島教保第54号平成22年6月7日） ・ <u>四訂 学校給食における食中毒防止の手引き（平成17年日本スポーツ振興センター）</u>
<p>P28</p> <p>学校給食への異物（危険な異物）混入発生時の対応</p> <p>【発生時の県教委の連絡経路図】</p> <p><u>県特別支援教育課を追加</u></p> <p>経路図 〔略〕</p>	<p>P26</p> <p>学校給食への異物（危険な異物）混入発生時の対応</p> <p>【発生時の県教委の連絡経路図】</p> <p>経路図 〔略〕</p>

改訂後	現 行
<p data-bbox="123 199 795 231"><u>第4 寄宿舍における舎食への異物（危険な異物）混入</u></p> <p data-bbox="123 247 168 279">P29</p> <div data-bbox="123 284 1030 379" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p data-bbox="145 295 1008 367">【事案（例）】 寄宿舍での夕食時、生徒がごはんを食べている最中に金属片を発見し、舎監にごはん茶碗を持って報告した。</p> </div> <p data-bbox="123 399 1108 550">○ 危険な異物の場合 … 金属類、ガラス、石、薬品など児童生徒へ健康被害を与える危険性が高い異物または異臭の場合、下記の「2 発生時以降の対応のポイント」に沿った対応をとること。</p> <p data-bbox="123 558 1108 750">○ 非危険物の場合 … 毛髪や虫、食材の包装材料の切れ端などの異物については、不愉快であり衛生的ではないが生命の影響度も少ないと思われるので、直接その異物を除去すること。また、異物の種類によっては、代わりの舎食の手当てについても検討すること。</p>	<p data-bbox="1142 199 1232 231">〔新設〕</p> <p data-bbox="1142 239 1232 271">〔新設〕</p>
<p data-bbox="123 766 168 798">P29</p> <p data-bbox="123 805 436 837"><u>1 未然防止のポイント</u></p> <p data-bbox="145 845 459 877"><u>(1) 衛生管理体制の確立</u></p> <p data-bbox="168 885 1041 917">① 校長等は、寄宿舍食での異物混入を想定し、体制を確立しておく。</p> <p data-bbox="168 925 1108 1037">② 寄宿舍の責任者は、校長等と相談のうえ調理員へ異物混入に関する内容の研修をし、異物混入を想定してその原因を分析し、防止する対策等に関しての具体的知識を習得させる。</p> <p data-bbox="145 1045 369 1077"><u>(2) 連絡網の整備</u></p> <p data-bbox="168 1085 1108 1197">異物混入の判明時期としては、①検食時、②配食時、③喫食時等が考えられるため、それぞれに対応できる連絡体制を整備し、できるだけ早急に連絡できるようにしておく。</p> <p data-bbox="145 1204 526 1236"><u>(3) 調理場での日常点検の徹底</u></p> <p data-bbox="168 1244 772 1276">① 物資納入時の立ち会い及び検収を徹底する。</p> <p data-bbox="168 1284 1108 1396">② 調理過程での異物混入を防止するため、使用する機械・器具類、ビニール袋の切片等の使用前後の点検等を実施して結果を記録し、異物混入が起きないように最善を尽くす。また、食中毒予防の観点からも日常の衛生管理</p>	<p data-bbox="1142 766 1232 798">〔新設〕</p>

改訂後	現 行
<p><u>を徹底し、害虫・頭髪等の混入についても予防する。</u></p> <p><u>③ 調理後配食までの管理を徹底する。</u></p> <p><u>(4) 喫食までの管理</u></p> <p><u>① 食堂の衛生について十分に配慮する。</u></p> <p><u>② 調理室から配食、喫食までの管理を徹底する。</u></p>	
<p>P29</p> <p><u>2 発生時以降の対応のポイント</u></p> <p><u>(1) 状況の把握とその対応</u></p> <p><u>① 他の児童生徒の舎食への異物混入の有無を確認し、児童生徒の健康状態を把握する。</u></p> <p><u>② 異物の状況に応じ発見時の状態のまま、所管する保健所、学校医、教育委員会等に連絡する。</u></p> <p><u>③ 寄宿舍全体の状況を取りまとめる。</u></p> <p><u>(2) 処置、報告</u></p> <p><u>① 保健所等の指導・助言に基づき、当日及び翌日からの対応を決定する。</u></p> <p><u>② 職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。</u></p> <p><u>③ 再発防止策を検討し、保護者等への説明を行う。</u></p> <p><u>④ 教育委員会へ第一報を電話で報告し、終焉したら報告を行う。</u></p> <p><u>(3) 児童生徒、保護者への連絡等</u></p> <p><u>① 保護者に対して、状況の報告と今後の対応、再発防止について説明を行う。</u></p> <p><u>② 必要に応じ、児童生徒の不安解消に努める。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>
<p>P29</p> <p><u>3 情報収集等</u></p> <p><u>■ 通知・関係情報等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6010号 平成21年4月1日）</u> <u>・ 夜間学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6011号 平成21年4月1日）</u> <u>・ 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食衛生管理基準の施行</u> 	<p><u>[新設]</u></p>

改訂後	現 行
<p><u>について（通知）（21文科ス第6012号 平成21年4月1日）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「学校給食における衛生管理の徹底」及び「学校給食における異物混入時の報告」について（通知）（島教保第54号 平成22年6月7日）</u> ・ <u>学校給食異物（危険な異物）混入等発生状況報告書」について（通知）（事務連絡 平成28年5月19日）</u> ・ <u>「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」（文部科学省初等中等教育局 平成31年3月改訂）</u> 	
<p><u>P30</u> <u>寄宿舎における舎食による異物（危険な異物）混入発生時の対応</u> <u>対応表・発生時の連絡経路図 等</u> [略]</p>	<p>[新設]</p>
<p><u>第5</u> 学校給食による食中毒</p>	<p><u>4</u> 学校給食による食中毒</p>
<p><u>P31</u> 3 情報収集等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 関係法令等 [略] ■ 通知・関係情報等 ・ 学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6010号平成21年4月1日） ・ 夜間学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6011号平成21年4月1日） ・ 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6012号平成21年4月1日） ・ 「学校給食における衛生管理の徹底」及び「学校給食における異物混入時の報告」について（通知）（島教保第54号平成22年6月7日） ・ <u>「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」（文部科学省初等中等教育局 平成31年3月改訂）</u> ・ <u>「学校給食における食中毒発生時及び事故発生時の対応について」（島教保号外 令和3年4月20日）</u> 	<p><u>P27</u> 3 情報収集等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 関係法令等 [略] ■ 通知・関係情報等 ・ 学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6010号平成21年4月1日） ・ 夜間学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6011号平成21年4月1日） ・ 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6012号平成21年4月1日） ・ <u>学校給食における衛生管理の徹底の実施について（通知）（島教保第410号平成18年6月19日）</u> ・ 「学校給食における衛生管理の徹底」及び「学校給食における異物混入時の報告」について（通知）（島教保第54号平成22年6月7日） ・ <u>四訂 学校給食における食中毒防止の手引き（平成17年日本スポーツ振興センター）</u>

改 訂 後	現 行
P32 【発生時の県教委の連絡経路図】 <u>県特別支援教育課を追加</u> 経路図 〔略〕	P28 【発生時の県教委の連絡経路図】 経路図 〔略〕
<u>第6</u> 寄宿舎における舎食による食中毒	<u>5</u> 寄宿舎における舎食による食中毒
P33 3 情報収集等 ■ 関係法令等 〔略〕 ■ 通知・関係情報等 ・ 中小規模調理施設における衛生管理の徹底について（衛食第201号 平成9年6月30日） <u>（最終改正：令和4年2月7日）【P31参照】</u> ・ 児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について（児企第16号平成9年6月30日）	P29 3 情報収集等 ■ 関係法令等 〔略〕 ■ 通知・関係情報等 ・ 中小規模調理施設における衛生管理の徹底について（衛食第201号平成9年6月30日） <u>【P26参照】</u> ・ 児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について（児企第16号平成9年6月30日）
P34 寄宿舎における舎食による食中毒発生時の対応 <u>一部修正</u> 対応表 〔略〕	P30 寄宿舎における舎食による食中毒発生時の対応 対応表 〔略〕
P34 【発生時の県教委の連絡経路図】 <u>県特別支援教育課、県学校企画課を追加</u> 経路図 〔略〕	P30 【発生時の県教委の連絡経路図】 経路図 〔略〕
P35 【参考資料】 <u>三</u> その他 5 文部科学省資料等の活用 学校給食関係者は、次の資料を活用すること。 ア 「学校給食調理場における手洗いマニュアル」（文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 平成20年3月） イ 「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart1」（文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 平成21年3月）	P31 【参考資料】 <u>III</u> その他 5 文部科学省資料等の活用 学校給食関係者は、次の資料を活用すること。 ア 「学校給食調理場における手洗いマニュアル」（文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、平成20年3月） イ 「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart1」（文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、平成21年3月）

改訂後	現 行
<p>ウ <u>「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart 2」（文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 平成22年3月）</u></p> <p>エ <u>「食に関する指導の手引ー第二次改訂版ー」（文部科学省初等中等教育局 平成31年3月改訂）</u></p> <p>オ <u>学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（21文科ス第6010号 平成21年4月1日）</u></p>	<p>ウ <u>「食に関する指導の手引」（文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、平成19年3月）</u></p> <p>エ <u>「学校給食における食中毒防止の手引」（独立行政法人日本スポーツ振興センター）</u></p> <p>オ <u>「学校給食 食中毒防止ビデオシリーズ」（独立行政法人日本スポーツ振興センター）</u></p>
<p>P36</p> <p><u>2 中小規模調理施設における衛生管理の徹底について</u> <u>（平成9年6月30日衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長から各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長宛）（最終改正：令和4年2月7日）</u> <u>食中毒予防対策の推進には日頃から格別のご尽力を頂いているところであるが、食中毒予防の更なる徹底を図るため、各都道府県におかれては、中小規模調理施設（同一メニューを300食以上又は1日750食以上提供する調理施設以外の施設）におけるHACCPに沿った衛生管理について、関係者に対する指導・助言方願いする。なお、その際、個々の食品等事業者の規模や状況、下記の点に配慮されたい。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <p><u>1 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月31日衛食第85号）はHACCPの概念に基づき策定されていることから、当該マニュアルに従って衛生管理している場合は、HACCPに沿った衛生管理の実施に関し、新たな対応は生じない事。なお、衛生上支障が無ければ、当該マニュアルを参考とし、各施設の実態に応じ、自ら衛生管理計画を作成し、管理することも可能である。</u></p> <p><u>2 これまでに「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない施設においては、関係業界団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書を参考にしてHACCPに沿った衛生管理を実施することも可能であること。</u> <u>（参考）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（小規模な一般飲食店向け、旅館・ホテル向け、委託給食事業者向け、学校給食米飯の製造等）</u> <u>・ 令和3年地方分権改革に関する提案</u> 	<p>P32</p> <p><u>(2) 中小規模調理施設における衛生管理の徹底について</u> <u>（平成9年6月30日衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長から各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長宛）</u> <u>食中毒予防対策の推進には日頃から格別のご尽力を頂いているところであるが、食中毒予防の更なる徹底を図るため、「小中規模調理施設（同一メニューを300食以上又は1日750食以上提供する調理施設以外の施設）においても「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月31日衛食第85号）（最終改正：平成20年6月18日）の趣旨を踏まえた衛生管理の徹底を図るよう関係者に対する指導方願いする。</u> <u>この場合、別添の「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について（平成9年6月30日児企第16号）の参考資料Iを参照し、中小規模施設の人員、施設設備に応じた工夫を行うよう指導すること。</u> <u>なお、本年6月25日岡山市において有症者累計138名（6月30日16時現在）に及ぶ腸管出血性大腸菌O157の集団食中毒発生がみられたところであり、今後、夏期に向けて食中毒が多発する時期を迎えることから、引き続き、食中毒の発生予防、原因究明対策に万全を期するよう重ねてお願いする。</u></p>

改 訂 後	現 行
う。 (3)(4) 〔略〕	う。 (3)(4) 〔略〕
<p>P39</p> <p>3 情報収集等</p> <p>■ 通知</p> <ul style="list-style-type: none"> 光化学オキシダント注意報等発令時の対応について（通知）（島教保第160号 平成21年5月18日） 「島根県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起実施要領」の<u>改正</u>について（通知）（<u>島教保第547号 平成25年12月9日</u>） <p>■ 光化学オキシダントの濃度の情報について 〔略〕</p> <p>■ 微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報について 〔略〕</p>	<p>P36</p> <p>3 情報収集等</p> <p>■ 通知</p> <ul style="list-style-type: none"> 光化学オキシダント注意報等発令時の対応について（通知）（島教保第160号 平成21年5月18日） <u>熱中症事故の防止の徹底について（通知）（島教義第646号 平成22年8月24日）</u> 「島根県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起実施要領」の<u>制定</u>について（通知）（<u>島教保第98号 平成25年4月30日</u>） <p>■ 光化学オキシダントの濃度の情報について 〔略〕</p> <p>■ 微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報について 〔略〕</p>
<u>第9</u> 熱中症	<u>8</u> 熱中症
<p>P41</p> <p>1 未然防止のポイント</p> <p>(1)(2) 〔略〕</p> <p><u>(3) 熱中症予防情報・熱中症警戒アラートの活用について</u></p> <p><u>① 熱中症警戒アラートについて</u></p> <p><u>熱中症警戒アラートとは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、環境省・気象庁が新たに暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報提供のことを言う。</u></p> <p><u>② 熱中症警戒アラートの活用にあたって</u></p> <p><u>【発表基準】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>県予報区内の暑さ指数（WBGT）予測地点のいずれかにおいて、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）を33以上と予想した日（前日）の17時頃に「第1号」が発表され、当日5時頃に「第2号」が発表されている。</u> <u>なお、前日17時頃に発表した県予報区については、当日の予測が33未満に低下した場合においても、アラートを維持し、当日5時頃に「第2号」を発表されている。</u> 	<p>P38-1</p> <p>1 未然防止のポイント</p> <p>(1)(2) 〔略〕</p> <p>(3) 〔新設〕</p>

改 訂 後	現 行
<p>【発表内容】 <u>アラートでは、次の内容が発表されている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県予報区の方々に対して熱中症への注意を促す呼びかけ ・ 県予報区の観測地点毎の日最高暑さ指数（WBGT） ・ 暑さ指数（WBGT）の目安 ・ 県予報区各観測地点の予想最高気温及び前日の最高気温観測地（5時発表情報のみ付記） ・ 熱中症予防において特に気をつけること </div> <p>【熱中症警戒アラートの活用における視点】</p> <p><u>ア 熱中症警戒アラート情報の入手・周知の明確化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>熱中症警戒アラートは、気象庁の防災情報提供システム、関係機関のWEBページ、SNSを通じて多くの方が情報を入手できる。</u> ・ <u>それゆえ、誰かが入手しているであろうと思って、その情報が的確に共有されないことがないように、情報の入手、関係者への伝達等を明確に定めておくことが大切である。</u> <p><u>イ 熱中症警戒アラートは事前の予測</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>翌日に予定されている行事の開催可否、内容の変更等に関する判断、飲料水ボトルの多めの準備、冷却等の備えの参考となる。</u> ・ <u>当日の状況が予測と異なる場合もあり、体育の授業、運動会等の行事を予定どおりに開催するか 中止にするか、内容を変更して実施するかを判断しなければならない。熱中症警戒アラートは発表になった場合の具体の対応や、校長不在時の対応者等をあらかじめ検討しておくことが重要である。</u> <p><u>ウ 県予報区単位での予報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>野外学習等、学校以外の場所での行事運営の参考となる。県予報区内にはいくつかの暑さ指数の予測地点があり、その予測値も知ることができる。</u> ・ <u>熱中症警戒アラートが発表されていない場合であっても、活動場所で暑さ指数（WBGT）を測定し、状況に応じて、水分補給や休息の頻度を高めたり、活動時間の短縮を行ったりすることが望まれる。</u> 	

改訂後	現 行
<p><u>エ その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保護者や一般の方から熱中症警戒アラートが出ているのに屋外で体育の授業を行っている等の意見が提起される場合があり、それらへの対応が求められることがある。</u> ・ <u>事前に保護者へ熱中症警戒アラートが発表された際の対応などを周知しておく。</u> <p>【発表時の熱中症予防行動例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>熱中症の危険性が極めて高くなると予想される日の前日または当日に発表されるため、日頃から実施している熱中症予防対策を普段以上に徹底することが重要である。</u> <p><u>(例) □ 不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等を使用する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> □ <u>高齢者、子ども、障害者等に対して周囲の方々から声かけをする。</u> □ <u>身の回りの暑さ指数（WBGT）を確認し、行動の目安にする。</u> □ <u>エアコン等が設置されていない屋内外での運動は、原則中止／延期をする。</u> □ <u>のどが渇く前にこまめに水分補給するなど普段以上の熱中症予防を実践する。</u> 	
<p>P42</p> <p>3 情報収集等</p> <p>■ <u>環境省</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>熱中症予防情報サイト</u> ・ <u>「熱中症環境保健マニュアル2022」</u> <p>■ <u>文部科学省</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン</u> ・ <u>「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の作成について</u> ・ <u>学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月改訂）</u> <p>■ <u>独立行政法人日本スポーツ振興センター</u></p>	<p>P38-1</p> <p>3 情報収集等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>環境省ホームページ「熱中症環境保健マニュアル」</u> http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/manual.html ・ <u>「ご存じですか？予防・対処法」</u> http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/pdf/leaflet0906.pdf ・ <u>日本スポーツ振興センター「スポーツ事故防止ハンドブック（熱中症）」</u> http://www.jpnsport.go.jp/anzen/

改 訂 後	現 行
<p><u>・ 熱中症の予防（学校等での事故防止対策集）</u></p>	
<p>P43</p> <p><u>表1-1 暑さ指数(WBGT)に応じた注意事項等</u></p> <p><u>表を改訂 表 [略]</u></p> <p><u>熱中症への対応</u></p> <p><u>図を改訂 図 [略]</u></p> <p><u>[削除]</u></p>	<p>P38-2</p> <p><u>（表1）暑さ指数に応じた注意事項等</u></p> <p><u>表を改訂 表 [略]</u></p> <p><u>熱中症対応フロー</u></p> <p><u>図を改訂 図 [略]</u></p> <p>P38-3</p> <p><u>（表2）WBGT値早見表（ 温湿度計を使用する場合 ）</u></p>
<p><u>第3 火災発生時の対応</u></p>	<p><u>3 火災発生時の対応</u></p>
<p>P52</p> <p>1 未然防止のポイント [略]</p> <p>2 発生時以降の対応のポイント</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 報告等</p> <p>①② [略]</p> <p>③ <u>教育委員会や消防署等への学校からの連絡窓口を一本化し、報道機関への対応は教育委員会と相談のうえ、窓口を教育委員会か学校に一本化する。</u></p> <p>④ [略]</p> <p>3 情報収集等 [略]</p>	<p>P47</p> <p>1 未然防止のポイント [略]</p> <p>2 発生時以降の対応のポイント</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 報告等</p> <p>①② [略]</p> <p>③ <u>教育委員会や消防署、報道機関には、窓口を一本化し校長又は教頭が責任を持って対応できる体制をとる。</u></p> <p>④ [略]</p> <p>3 情報収集等 [略]</p>
<p><u>第4 学校防犯（外部からの侵入者・<u>不審車両</u>対応）</u></p>	<p><u>4 学校防犯（外部からの侵入者_____対応）</u></p>
<p>P54</p> <p>1 未然防止のポイント</p> <p>(1) 日常の安全確保</p> <p>① [略]</p> <p>② 学校への来訪者のための入口や受付を明示し、外部からの人<u>や車両</u>の出入りの確認を行う。</p> <p>③～⑥ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>P48</p> <p>1 未然防止のポイント</p> <p>(1) 日常の安全確保</p> <p>① [略]</p> <p>② 学校への来訪者のための入口や受付を明示し、外部からの人_____の出入りの確認を行う。</p> <p>③～⑥ [略]</p> <p>(2) [略]</p>

改 訂 後	現 行
<p>P54</p> <p>2 発生事項の対応のポイント</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 不審者確保後の措置、報告等</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② <u>教育委員会や警察等への学校からの連絡窓口を一本化し、報道機関への対応は教育委員会と相談のうえ、窓口を教育委員会か学校に一本化する。</u></p> <p>③ 〔略〕</p> <p>(5) 〔略〕</p>	<p>P49</p> <p>2 発生事項の対応のポイント</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 不審者確保後の措置、報告等</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② <u>教育委員会や警察、報道機関には、窓口を一本化し校長又は教頭が責任を持って対応できる体制をとる。</u></p> <p>③ 〔略〕</p> <p>(5) 〔略〕</p>
<p>第5 授業中の事故</p>	<p>5 授業中の事故</p>
<p>P56</p> <p>2 発生時以降の対応のポイント</p> <p>(1)(2) 〔略〕</p> <p>(3) 処置、報告等</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② <u>教育委員会や警察等への学校からの連絡窓口を一本化し、報道機関への対応は教育委員会と相談のうえ、窓口を教育委員会か学校に一本化する。</u></p> <p>③ 〔略〕</p> <p>(4) 〔略〕</p>	<p>P50</p> <p>2 発生時以降の対応のポイント</p> <p>(1)(2) 〔略〕</p> <p>(3) 処置、報告等</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② <u>教育委員会や警察、報道機関には、窓口を一本化し校長又は教頭が責任をもって対応できる体制をとる。</u></p> <p>③ 〔略〕</p> <p>(4) 〔略〕</p>
<p>第7 登下校中の事故</p>	<p>7 登下校中の事故</p>
<p>P61</p> <p>2 発生時以降の対応のポイント</p> <p>(1)(2) 〔略〕</p> <p>(3) 処置、報告等</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② <u>教育委員会や警察等への学校からの連絡窓口を一本化し、報道機関への対応は教育委員会と相談のうえ、教育委員会か学校に一本化する。</u></p> <p>③ 〔略〕</p> <p>(4) 〔略〕</p>	<p>P56</p> <p>2 発生時以降の対応のポイント</p> <p>(1)(2) 〔略〕</p> <p>(3) 処置、報告等</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② <u>教育委員会や警察、報道機関には、窓口を一本化し校長又は教頭が責任ある対応ができる体制をとる。</u></p> <p>③ 〔略〕</p> <p>(4) 〔略〕</p>

改 訂 後	現 行
<p>第8 放課後支援活動中の事故</p> <p>P64</p> <p>【発生時の連絡経路図】</p> <p><u>経路の変更</u></p> <p>経路図 [略]</p>	<p>8 放課後支援活動中の事故</p> <p>P58</p> <p>【発生時の連絡経路図】</p> <p>経路図 [略]</p>
<p>第9 クマ出没時やスズメバチ刺傷事故発生時の対応</p> <p>P65</p> <p>2 発生時以降の対応のポイント</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) クマやスズメバチによる被害があった場合</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ <u>教育委員会や警察等への学校からの連絡窓口を一本化し、報道機関への対応は教育委員会と相談のうえ、教育委員会か学校に一本化する。</u></p> <p>⑤⑥ [略]</p>	<p>9 クマ出没時やスズメバチ刺傷事故発生時の対応</p> <p>P60</p> <p>2 発生時以降の対応のポイント</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) クマやスズメバチによる被害があった場合</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ <u>教育委員会や警察、報道機関には、窓口を一本化し校長又は教頭が責任を持って対応できる体制をとる。</u></p> <p>⑤⑥ [略]</p>
<p>第3章 学校生活上の問題</p>	<p>第3章 学校生活上の問題</p>
<p>第1 いじめ</p> <p>P73</p> <p>1 未然防止のポイント</p> <p><u>(1) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導</u></p> <p>① <u>「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す。</u></p> <p>② <u>児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。</u></p> <p>③ <u>「どうせ自分なんて」と思わない自己に対する信頼感を育む。</u></p> <p>④ <u>「困った、助けて」といえるように適切な援助希求を促す。</u></p> <p><u>(2) いじめの未然防止教育</u></p> <p>① <u>児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させる。</u></p> <p>② <u>児童生徒自身が自分の感情に気づき、適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れた取組を行う。</u></p>	<p>1 いじめ</p> <p>P62</p> <p>1 未然防止のポイント</p> <p><u>(1) 教職員の人権意識を高める</u></p> <p>① <u>いじめをなくすためには、まず、教職員自身の人権尊重を貫こうとする意識や信念、姿勢が大切である。</u></p> <p>② <u>学校は、教職員の人権意識を高めるとともに、児童生徒がいじめの不当性を正しく理解し、人権を尊重する態度を養うように、指導力の向上を目指した研修を工夫する必要がある。</u></p> <p>③ <u>教職員間のいじめに対する共通理解と望ましい関係づくりを推進する。</u></p> <p><u>(2) 児童生徒の人権意識を高める</u></p> <p>① <u>教育活動全体を通して人権意識や自己有用感を高め、いじめをなくす実践力を培う。</u></p> <p>② <u>異校種間交流やピアサポート、ソーシャルスキル教育等の実践を通して、人権が尊重され、お互いに支え合う集団づくりを進める。</u></p>

改訂後	現 行
<p><u>③ 学級担任が、いじめられる側を「絶対を守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に取り組むことで、担任への信頼感と学級への安心感を育む。また、いじめの「傍観者」が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取組を道徳科や学級活動において行う。</u></p> <p><u>④ 児童生徒の発達段階に応じて、いじめ防止対策推進法や自校の「学校いじめ防止基本方針」について理解を深めるとともに、司法機関や法律の専門家から、法律の意味や役割について学ぶ機会を持つ。</u></p> <p><u>(3) 関係機関等との連携体制</u></p> <p><u>① いじめに関する事象の発生を把握した際には、迅速に対応し、必要に応じて関係機関等との連携が図れるように、日頃から顔の見える関係づくりを進める。</u></p> <p><u>② 犯罪に当たるようないじめ行為があった場合には、直ちに警察に通報することを、日頃から保護者に周知しておく。</u></p> <p><u>③ 児童生徒が、生徒会をはじめ地域の行事やNPO等が主催する活動へ積極的に参加することを促し、その中で、豊かな人間関係が育まれるようにする。</u></p> <p><u>④ 地域の中に児童生徒たちの生き方のモデルとなる人材（子ども会指導者、スポーツ少年団指導者、民生児童委員等）をゲストティーチャーに迎え、学校との協力関係や児童生徒たちとの親密な関係を創り出し、地域へ広めていく。</u></p>	<p><u>③ いじめ問題について考える内容を盛り込んだ『人権だより』を発行したり、参画型のPTA研修会を実施したりするなど、家庭や地域社会と連携して児童生徒の発達段階を踏まえた指導をしていく。</u></p> <p><u>(3) 児童生徒が話しやすい雰囲気づくりを進めるとともに、校内の教育相談体制を充実させる</u></p> <p><u>① 管理職のリーダーシップのもと、教職員間の協働体制をつくったり、児童生徒を肯定的に捉えた情報交換を行ったりするなど、教職員間の支持的、受容的な雰囲気を醸成する。</u></p> <p><u>② 日頃から児童生徒に積極的に声をかけたり、児童生徒の変化をしっかりと把握したりして、一人一人にきめ細やかな関心を向ける。</u></p> <p><u>③ アンケート等を実施し、児童生徒の生活実態のきめ細かい把握に努める。</u></p> <p><u>④ 定期的に教育相談週間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。</u></p> <p><u>⑤ 様々な相談の場や機会があることを児童生徒や保護者へ知らせる。</u></p> <p><u>⑥ 児童生徒の悩みや不安に対して、その解消が図られるまで継続した教育相談を実施する。</u></p> <p><u>(4) 地域の特色を生かしながら、意図的・計画的に地域にある組織や団体との協力関係を築き上げる</u></p> <p><u>① 児童生徒が、生徒会をはじめ地域の行事やNPO等が主催する活動へ積極的に参加することを促し、その中で、豊かな人間性が育まれるようにする。</u></p> <p><u>② 地域の中に児童生徒たちの生き方のモデルとなる人材（子ども会指導者、スポーツ少年団指導者、民生児童委員等）を、ゲストティーチャーに迎え、学校との協力関係や児童生徒たちとの親密な関係を創り出し、地域へ広めていく。</u></p> <p><u>(5) 警察との緊密な連携体制をつくる。</u></p> <p><u>① 平素より、いじめにおけるどのような行為が刑罰法規に該当するかについて、教職員の理解を深めておく。</u></p> <p><u>② いじめ行為が犯罪行為に当たるかどうかについて、積極的に警察に相談できるよう、学校と警察の緊密な連携体制を構築しておく。</u></p> <p><u>③ 犯罪に当たるようないじめ行為があった場合には、直ちに警察に通報す</u></p>

改訂後	現 行
<p>P73</p> <p><u>2 早期発見対応のポイント</u></p> <p><u>(1) いじめの早期発見対応</u></p> <p><u>① 学級担任等の抱え込みから事態が深刻化しないよう、組織的な気付きを促したり、全校を挙げて問題に取り組んだりする姿勢で取り組む。</u></p> <p><u>② いじめに気付くには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要がある。そのため、児童生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に気付き、いじめの兆候を察知しようとする姿勢を持つ。</u></p> <p><u>③ アンケートの実施に当たっては、いじめを受けている児童生徒が心配をせずに記入できるようにする。また、アンケート実施後には、速やかに内容の確認とダブルチェックを行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには、時を置かずに児童生徒、保護者等と情報共有を行うなどの対応をする。</u></p> <p><u>④ 家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを広げる。</u></p> <p><u>⑤ いじめへの対応の原則として、以下のことを学校組織として共通理解する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ いじめを受けた児童生徒の理解と傷ついた心のケア</u> <u>・ いじめを受けた児童生徒のニーズの確認</u> <u>・ いじめを行ったとされる児童生徒といじめを受けた児童生徒の関係修復</u> <u>・ いじめの解消</u> <p><u>⑥ 定期的に教育相談週間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。</u></p> <p><u>⑦ 様々な相談の場や機会があることを児童生徒や保護者へ知らせる。</u></p> <p><u>⑧ 児童生徒の悩みや不安に対して、その解消が図られるまで継続した教育相談を実施する。</u></p>	<p><u>ることを、日頃から保護者に周知しておく。</u></p> <p>P62</p> <p><u>2 発生時以降の対応のポイント</u></p>

改訂後	現 行
<p><u>3 発生時の対応のポイント</u></p> <p><u>(1) 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導</u></p> <p>① <u>対応が難しくなりがちなケースにおいては、できるだけ早い段階から、SCやSSW等を交えたケース会議を行い、多角的な視点から組織的対応を進める。</u></p> <p>② <u>ケース会議後は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明する。同意を得たうえで、指導・援助を行い、3か月を目途に丁寧な見守り、いじめを受けた児童生徒及び保護者への経過報告と心理的状況の把握等を行う。</u></p> <p>③ <u>問題に応じて、警察に相談するなど、学校外の関係機関と綿密な連携を図る。</u></p> <p>④ <u>いじめを受けた児童生徒の保護者はもとより、いじめを行ったとされる児童生徒の保護者など、関係する児童生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築く。</u></p> <p>⑤ <u>教育委員会等への報告、情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管を行う。</u></p> <p><u>(2) 状況把握とその対応</u></p> <p>① <u>いじめを受けた児童生徒の安全を最優先とし、学級担任や生徒指導担当者が心の安定に向けた配慮のもと、可能な範囲で事情を聴く。</u>児童生徒の話は記録に取り、本人にも確認を取る。</p> <p>② <u>各校のいじめ対策組織において、保護者連絡、事実確認の方法について協議する。</u></p> <p>③ <u>いじめを受けた児童生徒の保護者との話し合いは、家庭訪問によって行い、今後の学校の指導方針を説明し、理解と協力を得る。</u></p> <p>④ <u>いじめを行ったとされる児童生徒から事情を聴く場合は、まず、いじめを受けた児童生徒と保護者の同意を得る。その後、担任と生徒指導担当者（複数人）が家庭訪問し、保護者同席で事実確認をすることを基本とする。</u></p> <p>⑤ <u>各校のいじめ対策組織を開いて全体像を把握し、いじめへの対応方針や</u></p>	<p><u>(1) 状況把握とその対応</u></p> <p>① 被害児童生徒から学級担任や生徒指導担当者が事情をカウンセリングマインドを大切に<u>して聞く</u>。児童生徒の話は記録に取り、本人にも確認をとる。</p> <p>② <u>複数の教職員等による校内組織において、保護者連絡、事実確認の方法について協議する。</u></p> <p>■ 学校組織の例：管理職、学級担任、学年主任、生徒指導担当者、養護教諭、心理・福祉の専門家等</p> <p>③ 被害児童生徒の保護者との話し合いは、家庭訪問によって行い、今後の学校の指導方針を説明し、理解と協力を得る。</p> <p>④ 加害児童生徒から事情を<u>聞く</u>場合は、まず、被害児童生徒と保護者の同意を得る。</p> <p>その後、担任と生徒指導担当者（複数）が家庭訪問し、保護者同席で事実確認をすることを基本とする。</p> <p>⑤ <u>「緊急対応会議」を開いて全体像を把握し、いじめへの対応方針や個別</u></p>

改訂後	現 行
<p>個別の指導支援方針を決定する。</p> <p>⑥ 職員会議を開いていじめの全体像および対応の方針を説明し、全職員で共通理解を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>いじめを受けた児童生徒</u>・<u>いじめを行ったとされる</u>児童生徒の双方に対して、発達段階にある児童生徒を育てる観点から、全教職員で支援する。 ・ 学校全体の問題として、当該学級の学級づくりを支援する。 <p>⑦ いじめ解消チームが役割を分担して、<u>いじめを受けた</u>児童生徒の支援や<u>いじめを行ったとされる</u>児童生徒の指導を行う。</p> <p>⑧ 家庭訪問を、学級担任と学年主任等複数の教員で行い、加害児童生徒、被害児童生徒それぞれの保護者に、安心感・信頼感を与えられるよう、事実や学校の方針を説明する。</p> <p>(3) 事後措置</p> <p>① <u>各校のいじめ対策組織</u>を開き、事後の対応方針を決定する。<u>その後、職員会議で対応方針を共有する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒への指導支援や保護者対応の状況について報告を行う。 <p>② 学級での指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ<u>を行ったとされる者</u>、いじめ<u>を受けた者</u>だけの問題ではないことをクラス全体に十分認識させる。 ・ いじめの解消への学級としての取組について話し合いを持つ。 <p>③ 学校全体での指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校全体としてのいじめ<u>を見逃さない校内体制</u>に向けて、指導方針・方法を検討する。 ・ 他の学級でも同様の事象が起こらないよう学校全体で<u>再確認</u>する。 <p>④ 継続的な指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>各校のいじめ対策組織</u>は、常に、担任の実践を検証しながら、今後の対応を多面的に話し合う。 <p>⑤ いじめがエスカレートした場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめがエスカレートし、暴行、傷害、恐喝などに発展した場合は、警察への通報（相談）を含めた対応を検討する。 	<p>の指導支援方針を決定する。</p> <p>⑥ 職員会議を開いていじめの全体像及び対応の方針を説明し、全職員で共通理解を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害、加害児童生徒の両方に対して、発達段階にある児童生徒を育てる観点から、全教職員で支援する。 ・ 学校全体の問題として、当該学級の学級づくりを支援する。 <p>⑦ いじめ解消チームが役割を分担して、被害児童生徒の支援や加害児童生徒の指導を行う。</p> <p>⑧ 家庭訪問を、学級担任と学年主任等複数教員で行い、加害児童生徒、被害児童生徒それぞれの保護者に安心感・信頼感を与えられるよう事実や学校の方針を説明する。</p> <p>(2) 事後措置</p> <p>① <u>対応会議（職員会議）</u>を開き、事後の対応方針を決定する。_____</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒への指導支援後や保護者対応後の状況について報告を行う。 <p>② 学級での指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめた者、いじめられた者だけの問題でないことをクラス全体に十分認識させる。 ・ いじめの解消への学級としての取組について話し合いをもつ。 <p>③ 学校全体での指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校全体としてのいじめ撲滅に向けての指導方針、方法を検討する。 ・ 他の学級でも同様の事象が起こらないよう学校全体で<u>再チェック</u>する。 <p>④ 継続的な指導</p> <p><u>校内組織</u>は、常に、担任の実践を検証しながら、次の対応を多面的に話し合う。</p> <p>⑤ いじめがエスカレートした場合の対応</p> <p>いじめがエスカレートし、暴行、傷害、恐喝などに発展した場合は、警察への通報（相談）を含めた対応を検討する。</p>

改訂後	現 行
<p>P74</p> <p><u>4</u> 情報収集等</p> <p>■ 関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「いじめ問題対応の手引（改訂版）」島根県教育委員会（平成27年9月） ・ <u>いじめの問題に対する施策（文部科学省HP）</u> 「<u>いじめの定義</u>」や「<u>いじめの防止のための基本的な方針</u>」、「<u>いじめの重大事態の調査に関するガイドライン</u>」、「<u>いじめ対策に係る事例集</u>」等が掲載されています。 ・ <u>島根県いじめ防止基本方針（島根県HP）</u> ・ 「<u>生徒指導提要 第4章 いじめ</u>」P121～140 文部科学省（令和4年12月） 	<p>P63</p> <p>3 情報収集等</p> <p>■ 関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「いじめ問題対応の手引（改訂版）」島根県教育委員会（平成24年3月） ・ 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集 文部科学省（平成20年11月） ・ 学校教育基本資料（平成21年度版）「いじめ問題の取組の徹底について」P167～P181
<p>P75</p> <p>【発生時の連絡経路図】</p> <p><u>重大事態の場合と重大事態以外の場合に分けて記載</u></p> <p>経路図 [略]</p>	<p>P63</p> <p>【発生時の連絡経路図】</p> <p>経路図 [略]</p>
<p><u>第2</u> 暴力行為</p>	<p><u>2</u> 暴力行為</p>
<p>P76</p> <p>1 未然防止のポイント</p> <p><u>(1) 暴力行為の防止につながる発達支持的生徒指導</u></p> <p>① <u>安全・安心でお互いを尊重し合う校内の雰囲気づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>模倣されるような暴力行為のない、暴力行為を許容しない雰囲気づくり。</u> ・ <u>警察等の関係機関と連携した対応をためらわないことを学校の方針として明確にし、学校はもとより、家庭や地域とも共有する。</u> ・ <u>その際、指導の方針が、児童生徒を排除するためのものではなく、安全で安心な学びの場を確保するためのものであることを丁寧に説明すること。</u> ・ <u>豊かなコミュニケーションを通じてお互いを理解し、尊重し合える暖かな学校の雰囲気づくりに努める。</u> <p>② <u>暴力行為をしない人に育つことを意識した働きかけ</u></p>	<p>P64</p> <p>1 未然防止のポイント</p> <p><u>(1) 児童生徒理解</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>教職員は、日頃から児童生徒一人一人について多面的な児童生徒理解に努める。</u> ② <u>教育相談体制の充実を図る。</u> ③ <u>アンケート等を定期的実施し客観的な児童生徒理解を推進する。</u> <p><u>(2) 教職員の共通理解</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ② <u>児童生徒の生活環境や言動の変化を見逃さず、情報を共有し適切な支援をする。</u> ② <u>突発的に発生する暴力行為（児童生徒間暴力、器物破壊も同様）について、全教職員が、対応方法について不断に共通理解をして、明確にしておく。</u> ③ <u>教職員は、児童生徒の自尊感情や自己有用感を高める支援をすることが</u>

改訂後	現 行
<p>・ <u>暴力行為は、暴力を受けた人の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではないという共通認識の下で、児童生徒への対応に当たること。</u></p> <p>・ <u>人への思いやり、助け合いの心、コミュニケーションの力を育む教育など、日頃から働き掛けを行うこと。</u></p> <p>・ <u>コミュニケーション力を身に付けることで、他人に配慮しながらも自分の言いたいことを伝えられるようになり、ストレスをためず、怒りをコントロールできるようになることが期待される。</u></p> <p>(2) <u>暴力行為の未然防止教育</u></p> <p>① <u>暴力や非行をテーマとした授業や、外部講師による暴力防止、非行防止などに関する講話などを行う。</u></p> <p>② <u>児童生徒に、暴力行為や正当な理由もなく刃物を携帯する行為は原則として飛行に当たり、警察による捜査・調査、児童相談所による措置、家庭裁判所による処分などの対象になる可能性があることを伝える。</u></p> <p>③ <u>児童生徒には、自分の行動がどのような結果につながるのかを伝える。</u></p> <p>(3) <u>発達支持的生徒指導や未然防止教育における連携</u></p> <p>① <u>連携可能な外部の関係機関等に関する情報を蓄積・更新・共有し、できるだけ顔の見える関係をつくる。</u></p> <p>② <u>警察等による児童生徒の発達段階に応じた非行防止教室の開催、児童相談所との連携等を計画的に実施し、関係諸機関との連携を一層密にする。</u></p> <p>③ <u>児童生徒に、ストレスマネジメント教育や怒りの対処法などの具体的な対応方法を、SC等を活用して伝える。</u></p>	<p>大切である。</p> <p>④ <u>他の人権を脅かす暴力行為は許されないことを、学校生活全体を通して日常的に指導する。</u></p> <p>⑤ <u>校内や教室の環境整備に努める。</u></p> <p>(3) <u>地域や関係諸機関との連携の充実</u></p> <p>① <u>保護者や地域に、暴力行為に関する決まりや対応の基準を明確にしたものを公表し指導方法に対する理解を深める取組みを推進する。</u></p> <p>② <u>警察等の児童生徒の発達段階に応じた非行防止教室の開催、児童相談所との連絡等を計画的に実施し、関係諸機関との連携を一層密にする。</u></p> <p>③ <u>保・幼・小・中の連絡会等を開催し、規範意識の醸成に一貫して取り組む。</u></p> <p>(4) <u>児童生徒同士の人間関係づくりを支援する取組</u></p> <p>① <u>人間関係づくりの場を意図的・継続的に設定することが大切である。</u></p> <p>② <u>児童生徒に、不安やいら立ちに対しての対応方法を具体的に示す。</u></p>
<p>P76</p> <p><u>2 早期発見・早期対応のポイント</u></p> <p>(1) <u>暴力行為の前兆行動の早期発見・早期対応</u></p> <p>① <u>児童生徒の発達面、学習面、進路面、健康面、心理面、社会面（交友面）、家庭面など多面的な視点でアセスメントを行う。</u></p> <p>(例)</p> <p>・ <u>学習面の遅れや進路の悩みが本人のストレスや自棄的な感情につな</u></p>	<p>P64</p> <p><u>〔新設〕</u></p>

改訂後	現 行
<p><u>がっていないか</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>飲酒や薬物乱用などの問題が見られないか</u> ・ <u>自己中心的な偏った考え方に陥っていないか</u> ・ <u>学校や地域における交友関係のトラブルやいじめなどの問題がないか</u> ・ <u>家庭における大きなストレスや被虐待の問題がないか</u> ・ <u>発達障がい等の障がいを背景とした二次的な問題が起こっていないか</u> <p>② <u>アセスメントは、SCやSSWなどと連携し、チームで対応する。</u></p> <p>③ <u>先入観や偏見を持たず、児童生徒の話を真摯に聞く。</u></p> <p>④ <u>介入が必要と認められる場合には、学習支援や進路指導の強化、保護者への働きかけ、児童生徒間の関係の調整、関係機関への相談、医療や福祉へのつなぎなど、チーム学校として指導・助言を行う。</u></p> <p>⑤ <u>保護者には状況を正確に説明し、理解を得て共に指導・援助に当たること。</u></p> <p>(2) <u>早期発見・早期対応における連携</u></p> <p>① <u>学校だけではアセスメントや対応に限界があるため、学校外の専門的な知見を積極的に取り入れ、多面的で的確なアセスメントの実施や、最適な対応につなげる。</u></p>	
<p>P77</p> <p><u>3 発生時の対応のポイント</u></p> <p>(1) <u>暴力行為が発生した場合の対応</u></p> <p>① <u>暴力行為を受けた児童生徒等の手当てと、周囲の児童生徒等の安全確保を行う。</u></p> <p>② <u>状況によっては救急や警察へすぐに通報する。</u></p> <p>③ <u>暴力行為が認められた場合には、対応について早急に管理職の指示を仰ぐ。</u></p> <p>④ 教育委員会へ状況の報告を迅速に行い、対応方法について確認する。</p> <p>⑤ <u>暴力行為に及んだ児童生徒、暴力行為を受けた児童生徒・教職員、周囲の児童生徒からの<u>聴き取り</u>を的確に行う。</u></p>	<p>P64</p> <p><u>2 発生時以降の対応のポイント</u></p> <p>(1) <u>発生直後の迅速な組織的対応</u></p> <p>① <u>暴力行為の発生を周知する。</u></p> <p>② <u>加害児童生徒が、学校から飛び出してしまう場合もある。周囲の児童生徒を落ち着かせ、加害児童生徒は集団から離し、複数で対応する。</u></p> <p>③ <u>被害教員への迅速な対応（養護教諭への連絡、病院への搬送、家族への連絡等）を行う。</u></p> <p>④ 教育委員会へ状況の報告を迅速に行い、対応方法について確認する。</p> <p>⑤ <u>加害児童生徒、被害教員、周囲の児童生徒からの状況確認を的確に行う。</u></p>

改訂後	現 行
<p>⑥ 保護者へは、出来事の様子を予断や憶測を除き、客観的な事実を的確に伝える。</p> <p>⑦ <u>暴力行為の現場の保全と記録を行い、警察への相談について検討したうえで、相談を行う場合には、可能な限り早急を実施する。</u></p> <p>⑧ 児童生徒の目前で起こった事件であれば、児童生徒の不安を除き、不正確な情報が流れないように全校児童生徒への状況説明の実施を検討する。</p> <p>⑨ 説明に当たっては、客観的な事実を的確に伝えるとともに、今後の学校の取組方針をきちんと説明する必要がある。加害児童生徒の人権に十分に配慮し、予断や憶測での説明は行わない。</p> <p>(2) 事後の措置</p> <p>① <u>暴力行為に及んだ</u>児童生徒の気持ちは共感的に<u>聴き取る</u>が、暴力行為に対しては毅然と指導する。</p> <p>② <u>暴力行為に及んだ</u>児童生徒の保護者に、直接会って当時の状況説明や指導方針の理解を求めるとともに、保護者の考えを十分に聴き取る。</p> <p>③ <u>暴力行為を受けた児童生徒・教職員</u>が孤立しないよう配慮することが大切である。<u>暴力行為に及んだ</u>児童生徒への指導方法について共に検討する。</p> <p>④ <u>暴力行為はいじめに該当する場合はほとんどなので、いじめ事案として対応すること。</u></p> <p>⑤ 今後の対応を全教職員で確認し、生徒指導体制の再確認をする。</p> <p>⑥ 教育委員会、警察、児童相談所との連携をとり、今後の継続的な支援を検討する。</p> <p>⑦ P T A役員に、事件の状況及び今後の学校の対応方針を説明し、全保護者への適切な説明方法について検討し、必要に応じ実施する。</p> <p>(3) <u>発生した暴力行為への対応における連携</u></p> <p>① <u>暴力行為を受けた児童生徒・教職員のケアと回復支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>暴力行為を受けた児童生徒・教職員が平穏な生活を送れるよう、関係機関等と連携して可能な限り環境を整え、チーム学校として対応する。</u> <p>② <u>暴力行為に及んだ児童生徒への立ち直りを目指した指導</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>児童生徒がなぜ暴力行為に及んでしまったのか、関係機関等の専門的知見を借りながら、問題や弱みだけでなく、立ち直りに活用できる資源</u> 	<p>⑥ 保護者へは、出来事の様子を予断や憶測を除き、客観的な事実を的確に伝える。</p> <p>⑦ <u>児童生徒の目前で起こった事件であれば、児童生徒の不安を除き、不正確な情報が流れないように全校児童生徒への状況説明の実施を検討する。</u></p> <p>⑧ 説明に当たっては、客観的な事実を的確に伝えるとともに、今後の学校の取組方針をきちんと説明する必要がある。加害児童生徒の人権に十分に配慮し、予断や憶測での説明は行わない。</p> <p>(2) 事後の措置</p> <p>① 加害児童生徒の気持ちは共感的に<u>聞き取る</u>が、暴力行為に対しては毅然と指導する。</p> <p>② 加害児童生徒の保護者に、直接会って当時の状況説明や指導方針の理解を求めるとともに、保護者の考えを十分に聴き取る。</p> <p>③ <u>被害教員が孤立しないよう配慮することが大切である。</u>加害児童生徒への指導方法について共に検討する。</p> <p>④ 今後の対応を全教職員で確認し、生徒指導体制の再確認をする。</p> <p>⑤ 教育委員会、警察、児童相談所との連携をとり、今後の継続的な支援を検討する。</p> <p>⑥ P T A役員に、事件の状況及び今後の学校の対応方針を説明し、全保護者への適切な説明方法について検討し、必要に応じ実施する。</p>

改 訂 後	現 行
<p><u>や強みも視野に入れ、より深く多角的なアセスメントを行う。</u></p> <p>・ <u>再び暴力行為に及ぶことのないよう、児童生徒の生きづらさにもしっかりと目を向け、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、地域の力も借りながら、指導・援助に当たる。</u></p>	
<p>P77</p> <p>3 情報収集等</p> <p>■ 関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」文部科学省（平成19年2月） ・ <u>「生徒指導提要 第5章 暴力行為」P141～152 文部科学省（令和4年12月）</u> 	<p>P64</p> <p>3 情報収集等</p> <p>■ 関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「中学校生徒指導の手引き」 島根県教育委員会（平成14年3月） ・ 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」文部科学省（平成19年2月）
<p>第3 自死（自死企図）</p>	<p><u>3 自死予告</u>（自死企図）</p>
<p>P79</p> <p>1 未然防止のポイント</p> <p><u>(1) 自死の心理と自死予防につながる発達支持的生徒指導の方向性</u></p> <p><u>① 児童生徒が危機的な心理状況に陥らない、陥ったとしても抜け出せるような思考や姿勢を身に付ける。</u></p> <p><u>② 以下の態度や能力を「未来を生きぬく力」として身に付けるように、日常の教育活動を通じて働きかける。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>困ったとき、苦しいときに、進んで援助を求めることができる。</u> ・ <u>自己肯定感を高め、自己を受け入れることができる。</u> ・ <u>怒りをコントロールすることができる。</u> ・ <u>偏った認知を柔軟にすることができる。</u> <p><u>(2) 自死予防教育の土台となる発達支持的生徒指導の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>困ったときに相談できる児童生徒と教職員との信頼関係づくり。</u> ・ <u>児童生徒の些細な言動の変化から、その心理状態に気付けるように教職員の感性を高める。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健室や相談室などを児童生徒が気軽に来室できる場所にする。 ・ 教育相談週間を設け、児童生徒が教職員に話しやすい機会をつくる。 ・ アンケートなどを実施し、児童生徒や保護者の率直な声が学校に届くよう 	<p>P66</p> <p>1 未然防止のポイント</p> <p><u>(1) 相談しやすい雰囲気づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健室や相談室などを児童生徒が気軽に来室できる場所にする。 ・ 教育相談週間を設け、児童生徒が教職員に話しやすい機会をつくる。 ・ アンケートなどを実施し、児童生徒や保護者の率直な声が学校に届くよう

改 訂 後	現 行
<p>うにする。</p> <p><u>(3)</u> 多角的な視点を生かした児童生徒理解 〔略〕</p> <p><u>(4)</u> 教職員の役割分担の明確化 〔略〕</p>	<p>にする。</p> <p><u>(2)</u> 多角的な視点を生かした児童生徒理解</p> <p><u>(3)</u> 教職員の役割分担の明確化</p>
<p>P80</p> <p>3 情報収集等</p> <p>■ 関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「教師が知っておきたい児童生徒の自殺予防」 文部科学省（平成21年3月） ・ 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（緊急マニュアル）」 文部科学省（平成22年3月） ・ <u>「こどもの自殺対策の推進のために」厚生労働省（令和5年9月）</u> ・ <u>「生徒指導提要 第8章 自殺」P189～208 文部科学省（令和4年12月）</u> 	<p>P66</p> <p>3 情報収集等</p> <p>■ 関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「教師が知っておきたい児童生徒の自殺予防」 文部科学省（平成21年3月） ・ 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（緊急マニュアル）」 文部科学省（平成22年3月）
<p><u>第4</u> 児童虐待</p>	<p><u>__4</u> 児童虐待</p>
<p>P81</p> <p><u>1</u> 未然防止のポイント</p> <p><u>(1) 児童虐待の課題予防的生徒指導</u></p> <p><u>① 児童生徒に対して、つらいときには相談できるように、SCやSSWも含めた相談先を紹介する。</u></p> <p><u>② 保護者に対して、子育てに不安や悩みがあるときは積極的に相談するように伝えるとともに、親権者の体罰の禁止規定についても周知する。</u></p>	<p>P68</p> <p><u>〔新設〕</u></p>
<p>P81</p> <p><u>3</u> 早期対応のポイント</p> <p>(1) 発見した場合の通告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待が疑われた時点で、速やかに児童相談所、市町村窓口に通告する。 ・ 通告に際しては、より確実に通告するために、<u>「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」で示されている「(様式1) 虐待と思われる事案の記録」</u>を使用するとよい。 	<p>P68</p> <p><u>2</u> 早期対応のポイント</p> <p>(1) 発見した場合の通告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待が疑われた時点で、速やかに児童相談所、市町村窓口に通告する。 ・ 通告に際しては、より確実に通告するために、<u>「要保護児童（虐待）通告・相談票」（平成21年9月青少年家庭課長通知）</u>を使用するとよい。

改 訂 後	現 行
<p>P81</p> <p>3 情報収集等</p> <p>■ 関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」文部科学省（平成19年10月） ・ <u>こども家庭庁：児童虐待防止対策</u> ・ <u>「学校・教育委員会向け虐待対応の手引」文部科学省（令和2年6月）</u> ・ <u>「生徒指導提要 第7章 児童虐待」P171～188 文部科学省（令和4年12月）</u> ・ <u>「子ども虐待対応の手引き」厚生労働省</u> 	<p>P68</p> <p>3 情報収集等</p> <p>■ 関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」 文部科学省（平成19年10月） ・ <u>厚生労働省：児童・子育て：児童虐待防止対策・DV防止対策</u>
<p><u>第5 家出</u></p>	<p><u>5 家出</u></p>
<p>P83</p> <p><u>4 情報収集等</u></p> <p>■ 関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「子供・若者白書」子ども家庭庁</u> 	<p>P70</p> <p><u>[新設]</u></p>
<p><u>第6 人権に関わる問題事象</u></p>	<p><u>6 人権に関わる問題事象</u></p>
<p>P85</p> <p>1 未然防止のポイント</p> <p>(1) 人権教育の充実と教職員の資質の向上</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>「子どもたちを大切に実践を通じて自他の人権を守る子どもを育成する」という人権教育の取組を学校全体で進める。</u> ② [略] ③ <u>様々な困難を抱えている児童生徒や集団の中で弱い立場にある児童生徒を大切に集団づくりを進める。</u> ④ [略] 	<p>P72</p> <p>1 未然防止のポイント</p> <p>(1) 人権教育の充実と教職員の資質の向上</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>進路保障の理念に基づく教育活動を日常的に進める。</u> ② [略] ③ <u>被差別の立場におかれている児童生徒や困難な条件を抱えている児童生徒など、集団の中で弱い立場にある児童生徒を大切に集団づくりを進める。</u> ④ [略]
<p>P85</p> <p>3 情報収集等</p> <p>■ 関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「問題事象から学ぶために（学校教育編）」～人権に関わる問題事象の基本的な捉え方と取組の進め方～（平成25年7月 島根県教育委員会） 	<p>P72</p> <p>3 情報収集等</p> <p>■ 関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「問題事象から学ぶために（学校教育編）」～人権に関わる問題事象の基本的な捉え方と取組の進め方～（平成25年7月 島根県教育委員会）

改訂後	現 行
<ul style="list-style-type: none"> 「問題事象から学ぶために（概要版）」問題対応から、日常的な学校経営・学級経営へ（令和3年3月 島根県教育委員会） <u>リーフレット しまねがめざす人権教育（実践編）（令和5年3月 島根県教育委員会）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 「問題事象から学ぶために（概要版）」問題対応から、日常的な学校経営・学級経営へ（令和3年3月 島根県教育委員会）
<p><u>第7 性暴力被害・性的虐待・デートDV等</u></p>	<p><u>〔新設〕</u></p>
<p>P87</p> <p><u>1 未然防止のポイント</u></p> <p><u>(1) 生命（いのち）の安全教育</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>性犯罪・性暴力を根絶していくため、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行う必要がある。</u> <u>生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手を尊重する態度などを、発達の段階に応じて身に付ける必要がある。</u> <u>授業の中で「生命（いのち）の安全教育」の教材を使用する場合は、生命の安全教育指導の手引きの「生命の安全教育の推進に当たっての留意事項」を踏まえること。</u> <u>どのような被害が起きるのかを正しく理解するため、自ら考え、相手の意思を尊重した行動がとれるような態度や姿勢を身に付けることができるように働きかけること。</u> <p><u>(2) 児童生徒が話しやすい雰囲気づくりを進めるとともに、校内の教育相談体制を充実させる</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>管理職のリーダーシップのもと、教職員間の協働体制をつくったり、児童生徒を肯定的に捉えた情報交換を行ったりするなど、教職員間の支持的、受容的な雰囲気を醸成する。</u> <u>日頃から、児童生徒に積極的に声をかけたり、児童生徒の変化をしっかりと把握したりして、一人一人にきめ細かな関心を向ける。</u> <u>アンケート等を実施し、児童生徒の生活実態のきめ細かい把握に努める。</u> <u>定期的に教育相談週間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実</u> 	<p><u>〔新設〕</u></p>

改 訂 後	現 行
<p><u>施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>様々な相談の場や機会があることを児童生徒や保護者へ知らせる。</u> ・ <u>児童生徒の悩みや不安に対して、その解消が図られるまで継続した教育相談を実施する。</u> 	
<p>P87</p> <p><u>2 発生時以降の対応のポイント</u></p> <p><u>(1) 性的被害者への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>誤った指導による二次的被害が生じないよう、最大限に配慮することが求められる。</u> ・ <u>トラウマに関する知識と理解を持ち、トラウマの影響を見過ごしたり、無自覚に当該児童生徒を傷つけたりしないようにすること。</u> ・ <u>児童生徒から相談を受けた場合は、関係機関（警察、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所等）と連携して対応する必要がある。</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント】</p> <p>① 被害開示を受けた場合、児童生徒が安心して話せる場所に移動します。最初の段階では「誰に何をされたか」を聞き取り、「あなたは悪くない」「あなたに落ち度も責任もない」と繰り返し伝え、最後に「話してくれてありがとう」と伝えます。児童生徒が自発的に被害を話し始めたら、話を遮らず、丁寧に聞き取ることが求められます。その際は、児童生徒が話す以上のことを聞き出そうとせず、児童生徒の使った表現や言葉をそのまま記録に残すことが大切です。詳細については無理に聞きすぎず、「性的な被害を受けた」ことが聴ければ、警察等の関係機関に通告することになります。また、家族や、他の教職員、関係機関とどこまで情報を共有してよいのかということについて、本人から同意をとりま</p> <p>② 聞き取りの際、「なぜ」「どうして」という圧力をかける言葉は避け、「どういうことで」に言い換えるようにします（例：「どうしてそこに行ったの？」ではなく、「どういうことがあって、そこに行くことになったの？」など）。</p> <p>③ 被害開示を受けた教職員が怒りや動揺を見せると、被害児童生徒はそれ以上話ができなくなってしまうことがあるため、感情的な対応にならないよう留意します。</p> <p>④ 他の教職員に同じ話を聴かれて被害体験を思い出させられることは、トラウマ体験を深めることにつながり、被害児童生徒の語の内容や記憶が変化してしまう可能性もあります。繰り返し同じ話を聞くことは避けるようにします。聞き取りの際は、児童生徒が信頼できる複数の教職員（SC、SSW等を含む。）が対応するようにします。</p> </div>	<p><u>〔新設〕</u></p>
<p>P88</p> <p><u>3 情報収集等</u></p> <p>■ <u>関係情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>性犯罪・性暴力対策の強化について（文部科学省HP）</u> 	<p><u>〔新設〕</u></p>

改 訂 後	現 行
<p>・ <u>「生命（いのち）の安全教育」指導の手引き（文部科学省HP）</u></p>	
<p>P88 <u>性暴力被害・性的虐待・デートDV等把握時の対応</u> 対応表 〔略〕 <u>【発生時の県教委の連絡経路図】</u> 経路図 〔略〕</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>愛4章 教職員</p>	<p>第4章 教職員</p>
<p><u>第2 性暴力</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>P93 <u>1 未然防止のポイント</u> (1) <u>児童生徒性暴力等の防止に関する施策</u> ・ <u>全ての教育職員等が適切な対応がとれるよう、外部専門家による研修や校内研修等により教育職員等の啓発を図ること。</u> ・ <u>児童生徒等に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないこと等について周知徹底を図ること。</u> ・ <u>「教職員による児童生徒への連絡に係る適切な対応について」（平成27年11月27日付け島教企第694号）に基づき、管理職の事前承認を得ることなく、児童生徒とSNS（LINE等）や電子メールを使用したやり取りを絶対に行わないこと。事前承認を得た場合であっても、やり取りの内容は、職務又は部活動指導等に関する必要最小限度のものでなくてはならず、私的なやり取りは絶対に行わないこと。</u> ・ <u>学校行事や部活動等のため、教職員と児童生徒が宿泊を伴う研修や遠征に参加する場合において、教職員が宿泊先の自室に児童生徒を招き入れたり、児童生徒の自室を訪ねたりすることは絶対に行わないこと。安否確認等のため児童生徒の自室を訪ねることが真にやむを得ない場合も、教職員と児童生徒が密室で一対一となることは避けること。</u> (2) <u>児童生徒性暴力等の早期発見及び対処に関する施策</u> ・ <u>定期的なアンケート調査や相談窓口の周知等により事案の早期発見に努めること。</u> ・ <u>児童生徒性暴力等の事実があると思われる場合には、学校の設置者が初</u></p>	<p>〔新設〕</p>

改訂後	現 行
<p><u>期段階から積極的に対応し、専門家の協力を得て中立・公正に調査を実施すること。</u></p> <p><u>・ 悪しき仲間意識等から必要な対応を行わないことはあってはならず、放置したり隠蔽したりする場合には、この法の義務違反や信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得ること。</u></p>	
<p>P93</p> <p><u>2 関係通知等</u></p> <p><u>【参考資料】教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号、令和3年6月4日）</u></p> <div data-bbox="165 579 1097 1166" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 児童生徒性暴力等の定義 児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為をいう（法第2条第3項）。</p> <p>① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。</p> <p>② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）。</p> <p>③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は性的な姿勢を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿勢の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿勢撮影等処罰法」という。）第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。</p> <p>④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く。）。</p> <p>イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。</p> <p>ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。</p> <p>⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（①～④に掲げるものを除く。）。</p> </div> <p><u>・ 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。</u></p> <p><u>・ なお、④には身体の一部に触れることが内容に含まれているが、例えば、教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触</u></p>	<p><u>〔新設〕</u></p>

改訂後	現 行
<p><u>が生じることや特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うこと（中略）、教育職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、これらの正当な業務上の行為については、必要な範囲・態様にとどまる限りにおいて、児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられる。</u></p> <p>・ <u>⑤については、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動）などが、ここに含まれると考えられる。</u></p>	
<p>P94</p> <p><u>性暴力発生・把握時の対応</u></p> <p>対応表 [略]</p> <p><u>【発生時の県教委の連絡経路図】</u></p> <p>経路図 [略]</p>	<p><u>〔新設〕</u></p>
<p><u>第3</u> 教職員の交通事故</p>	<p><u>2</u> 教職員の交通事故</p>
<p>P95</p> <p>2 関係法令等</p> <p><u>(1)</u> 教職員の懲戒処分の中で交通事故による処分が最も多く、過失の度合いが大きい飲酒運転等は重い処分を受ける。</p> <p>・ 地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）</p> <p><u>(2)</u> 相手が死亡や負傷した場合、<u>過失運転致死傷等</u>の刑事処分を受ける。</p> <p><u>(3)(4)</u> [略]</p> <p><u>(5) 校長は、自家用自動車の公務使用を教育職員に対して、運転開始前及び運転終了後に酒気帯びの有無を確認し、その内容をアルコール検査記録簿に記録する。（「県立学校教育職員の自家用自動車等公務使用に関する取扱要綱」等の一部改正について（通知）令和4年4月12日島企第73号）</u></p>	<p>P78</p> <p>2 関係法令等</p> <p><u>①</u> 教職員の懲戒処分の中で交通事故による処分が最も多く、過失の度合いが大きい飲酒運転等は重い処分を受ける。</p> <p>・ 地方公務員法第32条（法令__及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）</p> <p><u>(2)</u> 相手が死亡や負傷した場合、<u>業務上過失致死傷害罪等</u>の刑事処分を受ける。</p> <p><u>(3)(4)</u> [略]</p> <p><u>〔新設〕</u></p>
<p><u>第4</u> 個人情報の管理上のトラブル</p>	<p><u>3</u> 個人情報の管理上のトラブル</p>
<p>P97</p> <p>1 未然防止のポイント</p> <p>(1)(2) [略]</p>	<p>P79</p> <p>1 未然防止のポイント</p> <p>(1)(2) [略]</p>

改訂後	現 行
<p>(3) 電子情報の管理方法の明確化</p> <p>パソコンによる成績処理などを<u>行う</u>ため、成績など個人情報記録したUSBメモリ・外付けハードディスクなどの取扱い及びパソコン本体の管理に関する注意を喚起することが重要となっている。</p> <p>校内LANを通じて、成績など個人情報の送受信が行われるようになっているが、情報送受信に関する規定及びセキュリティを高め、校内の児童生徒、または、校外の不特定多数に誤って受信されることを防止する取り組みが不可欠である。</p> <p>電子情報の取扱いに当たっては、<u>「島根県情報セキュリティポリシー（令和5年4月島根県）」、「所属長及びセキュリティ担当者の情報セキュリティ対策実施手順書（令和4年4月島根県情報セキュリティ委員会）」をもちに各学校の状況に応じたマニュアルを作成し、管理を行うこと。また、高等学校における指導者用端末については「島根県立高等学校指導者用端末管理規程」に、特別支援学校における指導者用端末については「指導者用端末の利用に当たっての留意事項」等に従い、各校において適切に管理を行うこと。</u></p> <p>(注) パソコン本体及び個人情報データの学校外への持ち出しは、原則禁止である。</p>	<p>(3) 電子情報の管理方法の明確化</p> <p>近年は、パソコンによる成績処理などが<u>行われている</u>ため、成績など個人情報記録したUSBメモリ・外付けハードディスクなどの取扱い及びパソコン本体の管理に関する注意を喚起することが重要となっている。</p> <p>校内LANを通じて、成績など個人情報の送受信が行われるようになっているが、情報送受信に関する規定及びセキュリティーを高め、校内の児童生徒、または、校外の不特定多数に誤って受信されることを防止する取り組みが不可欠である。</p> <p>電子情報の取扱いに当たっては、<u>島根県立学校電子情報安全対策要領をもちに各学校の状況に応じたマニュアルを作成し、管理を行うこと。</u></p> <p>※パソコン本体及び個人情報データの学校外への持ち出しは、原則禁止である。</p>
<p>P98</p> <p>○ 通知表について</p> <p>学校に備えるべき表簿は、学校教育法施行規則第28条に規定されており、保存・管理等その取扱いには注意が必要である。通知表については、学校に備えるべき表簿のように法令などには規定がないが、内容からして指導要録や出席簿等に準じるものであり、適正な取扱いや管理が求められる。</p> <p>なお、通知表と指導要録の関係については、<u>小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（30文科初第1845号、平成31年3月29日）</u>に記述がある。</p> <p>○ 学校教育法施行規則（文部省令第11号 昭和22年5月23日） （備付表簿、その保存期間） 第28条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。</p>	<p>P79</p> <p>○通知表について</p> <p>学校に備えるべき表簿は、学校教育法施行規則第28条に規定されており、保存・管理等その取扱いには注意が必要である。通知表については、学校に備えるべき表簿のように法令などには規定がないが、内容からして指導要録や出席簿等に準じるものであり、適正な取扱いや管理が求められる。</p> <p>なお、通知表と指導要録の関係については、<u>指導要録の作成に係る通知（文初小大124号、平成3年3月20日）</u>に記述がある。</p> <p>○学校教育法施行規則（文部省令第23号 昭和22年5月23日） （備付表簿、その保存期間） 第28条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。</p>

改訂後	現 行
<p>一・二 〔略〕</p> <p>三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに<u>担任学級</u>、担任の教科又は科目及び時間表</p> <p>四～七 〔略〕</p> <p>○ 通知表と指導要録の関係について（<u>30文科初第1845号、平成31年3月29日通知</u>）</p> <p><u>4. 学習評価の円滑な実施に向けた取組について</u></p> <p><u>(7) 〔略〕</u></p> <p><u>特に、統合型校務支援システムの整備により文章記述欄などの記載事項が共通する指導要録といわゆる通知表のデータの連動を図ることは教師の勤務負担軽減に不可欠であり、</u></p> <p><u>(略)</u></p> <p><u>これらの方法によらない場合であっても、域内の学校が定めるいわゆる通知表の記載事項が、当該学校の設置者が様式を定める指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項を全て満たす場合には、設置者の判断により、指導要録の様式を通知表の様式と共通のものとすることが現行の制度上も可能であること。その際、例えば次のような工夫が考えられるが、様式を共通のものとする際には、指導要録と通知表のそれぞれの役割を踏まえることも重要であること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 通知表に、学期ごとの学習評価の結果の記録に加え、年度末の評価結果を追記することとする。</u> <u>・ 通知表の文章記述の評価について、指導要録と同様に、学期ごとにではなく年間を通じた学習状況をまとめて記載することとする。</u> <u>・ 指導要録の「指導に関する記録」の様式を、通知表と同様に学年ごとに記録する様式とすること。</u> 	<p>る。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに<u>担任</u>の教科又は科目及び時間表</p> <p>四～七 〔略〕</p> <p>○通知表と指導要録の関係について（<u>文初小大124号、平成3年3月20日通知</u>）</p> <p><u>8 その他</u></p> <p><u>(2) 指導要録は、一年間の学習指導の過程や成果などを要約して記録するものであり、その様式や記載方法等を学校と保護者との連絡に用いるいわゆる通信簿などにそのまま転用することは必ずしも適切ではないこと。したがって、学校においては、指導要録における各教科等の評価の考え方を踏まえ、児童又は生徒の学習指導の過程や成果、一人一人の可能性などについて適切に評価し、児童又は生徒一人一人のその後の学習を支援することに役立つようにする観点から通信簿などの記載内容や方法、様式などについて工夫改善すること。</u></p>
<p><u>第5</u> ハラスメント</p>	<p><u>4</u> ハラスメント</p>
<p>P100</p> <p>1 未然防止のポイント</p> <p>(1) 〔略〕</p>	<p>P81</p> <p>1 未然防止のポイント</p> <p>(1) 〔略〕</p>

改訂後	現 行
<p>(2) <u>各所属校におけるハラスメント防止等に関する組織体制づくり</u> <u>所属長は、所属に複数の相談員（学校に設置する人権・同和教育推進委員会、ハラスメントや人権問題に関する委員会の委員など、原則女性、男性各1名以上）を配置し、各所属並びに教育委員会一体となって根絶に取り組む。（「ハラスメント防止等に関する要綱」平成11年3月30日島教総第944号教育長通知）</u></p>	<p>(2) ハラスメント防止に関する要綱等の策定 <u>ハラスメント防止等に関する要綱の制定や対策委員会等の体制整備、女性を含む複数の相談員の配置や研修、パンフレットの作成等を通して連絡調整等を行い各所属並びに教育委員会一体となって根絶に取り組む。</u></p>
<p>P100 2 情報収集等 ■ 関係法令等 ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条（<u>職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等</u>） ・ 地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止） ■ 通知、関係情報等 ・ <u>ハラスメントの防止等に関する要綱（最終改正 令和3年12月24日島教総第720号 教育長通知）</u> ・ <u>事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずるべき措置等についての指針の制定等について（令和2年3月19日元初財務第37号 文部科学省通知）</u> ・ <u>パワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止に向けた対応について（令和2年4月30日2初初企第5号 文部科学省通知）</u> ・ <u>教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（令和5年3月29日4教教人第48号 文部科学省通知）</u></p>	<p>P81 2 情報収集等 ■ 関係法令等 ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第21条（<u>職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮</u>） ・ 地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止） ■ 通知、関係情報等 ・ <u>公立学校等における性的な言動に起因する問題の防止について（平成12年4月12日文教地第129号）</u> ・ <u>ハラスメントの防止等に関する要綱（平成24年10月29日島教総第508号 教育長通知）</u> ・ <u>セクシュアル・ハラスメント その理解と防止のために（平成13年8月島根県教育委員会）</u> ・ <u>ハラスメント その理解と防止のために（平成22年7月島根県教育委員会）</u> ・ <u>教職員の児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント『セクハラと児童生徒の人権』（平成12年4月島根県教育委員会）</u></p>
<p>P100 Q セクシュアル・ハラスメントに該当するか否かの明確な判断基準は？ A セクシュアル・ハラスメントとは、「相手を不快にさせる性的な言動」です。この場合、「性的な言動」には、性的な関心や欲求に基づく言動だけでなく、性別により役割を分担すべきとする意識<u>または性的指向若しくは性自認に関する偏見</u>に基づく言動も含まれています。〔以下略〕 Q パワー・ハラスメントかどうかの判断基準は？</p>	<p>P81 Q セクシュアル・ハラスメントに該当するか否かの明確な判断基準は？ A セクシュアル・ハラスメントとは、「相手を不快にさせる性的な言動」です。この場合、「性的な言動」には、性的な欲求や関心に基づく言動だけでなく、性別により役割を分担すべきとする意識_____に 基づく言動も含まれています。 Q パワー・ハラスメントかどうかの判断基準は？</p>

改訂後	現 行
<p>A <u>パワー・ハラスメントとは、①職務に関する優越的な関係を背景として行われる、②業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、③職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものであり、①から③までの3つの要素をすべて満たすものです。</u></p> <p><u>客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適切な業務指示や指導については該当しません。つまり、パワー・ハラスメントかどうか判断するには、言動の性質や頻度、受け手の感じ方を総合的に勘案する必要があります。</u></p>	<p>A <u>セクシュアル・ハラスメントは、相手が不快に感じるかどうか判断基準となりますが、パワー・ハラスメントは相手が精神的苦痛を覚えれば全てパワー・ハラスメントかと言えば、必ずしもそうとは言えません。例えば、業務を適切に遂行するために上司から叱責を受けることがあります。その叱責が適切な指導の範囲であり、客観的に見て「嫌がらせ」行為と言えなければ、パワー・ハラスメントには該当しません。お互いの人間関係、信頼関係の状況、コミュニケーションのとり方などで判断が違ってきます。</u></p> <p><u>また、違法行為を強要すれば1回でもパワー・ハラスメントになりますが、不適切な言動は、その内容と頻度により判断が分かります。パワー・ハラスメントかどうか判断するには、言動の性質や頻度、受け手の感じ方を総合的に勘案する必要があります。</u></p>
<p>P101 ハラスメント発生時の対応</p> <p><u>一部修正</u></p> <p>対応表 [略]</p>	<p>P82 ハラスメント発生時の対応</p> <p>対応表 [略]</p>
<p><u>第6</u> 教職員のメンタルヘルスへの対応</p>	<p><u>5</u> 教職員のメンタルヘルスへの対応</p>
<p>P103</p> <p>3 情報収集等</p> <p>■ 関係法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法 ・ 島根県教職員衛生管理規程 ・ 職場復帰支援プログラム実施要綱 ・ 島根県教育委員会事務局職員等の職場復帰支援プログラム実施要綱 ・ 県立高等学校等の教職員の服務規程 等 ・ 労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号） ・ 管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブック（平成17年3月島根県教育委員会発行） ・ <u>教育職員支援プログラムの概要（平成21年11月一部改正）</u> 	<p>P84</p> <p>3 情報収集等</p> <p>■ 関係法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法 ・ 島根県教職員衛生管理規程 ・ 職場復帰支援プログラム実施要綱 ・ 島根県教育委員会事務局職員等の職場復帰支援プログラム実施要綱 ・ 県立高等学校等の教職員の服務規程 等 ・ 労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号） ・ 管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブック（平成17年3月島根県教育委員会発行）